

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.8
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 山科 統
【住所又は本店所在地】 東京都世田谷区
【報告義務発生日】 2025年12月22日
【提出日】 2026年1月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 保有目的の変更
株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ト一イン株式会社
証券コード	7923
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(スタンダード市場)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山科 統
住所又は本店所在地	東京都世田谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門一丁目12番9号6階 大江・田中・大宅法律事務所 弁護士八木 啓介、同 鎌形 尚
電話番号	03-6550-9782

(2)【保有目的】

発行会社の創業家として、経営の安定化を図るため継続保有を目的としております。

但し、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、2025年12月22日付で、CSRI 5号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）並びに提出者(1)、提出者(3)、古川知子氏、山科進太郎氏及び山科実桜氏との間で、公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、提出者(1)が保有する発行会社の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全てを、公開買付者による発行者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募することについて公開買付者と合意をしております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,010,417		127,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 1,010,417	P	Q 127,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,137,417
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年12月22日現在)	V	6,377,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		17.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.83

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

故 山科 裕彦 長男分 127,000株を親権者として保有。

提出者(1)は、2025年12月22日付で、公開買付者並びに提出者(1)、提出者(3)、古川知子氏、山科進太郎氏及び山科実桜氏との間で、本公開買付応募契約を締結し、提出者(1)が保有する発行者株式の全てを本公開買付けに応募すること及び 本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、本公開買付けの決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として本公開買付けの決済の開始日後に発行会社の株主総会が開催されるときは、当該株主総会における提出者(1)が所有する発行者株式に係る議決権その他これに関する権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使することに合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	501,270
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	H28年10月11日 相続により親権者として345,000株取得。 H28年11月8日 相続により親権者として取得した株式345,000株のうち、 125,000株処分し、残高は220,000株。 H29年11月21日 相続により親権者として所有していた株式222,000のうち、 93,000株処分し、残高は127,000株
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	501,270

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山科 千津子
住所又は本店所在地	東京都世田谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門一丁目12番9号6階 大江・田中・大宅法律事務所 弁護士八木 啓介、同 鎌形 尚
電話番号	03-6550-9782

(2) 【保有目的】

長期安定保有を目的としております。

但し、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、本公開買付応募契約を締結し、提出者(2)が親権者として保有する発行者株式の全てを、本公開買付けに応募することについて公開買付者と合意をしております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			127,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 127,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		127,000

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年12月22日現在)	V 6,377,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)	1.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.99

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

故 山科 裕彦 長女分 127,000株を親権者として保有。 本公開買付応募契約において、 提出者(2)が親権者として保有する発行者株式の全てを本公開買付けに応募すること及び 本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、本公開買付けの決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として本公開 買付けの決済の開始日後に発行会社の株主総会が開催されるときは、当該株主総会における提出者(2)が親権者として保有す る発行者株式に係る議決権その他これに関する権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開 買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使することに合意して おります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	H28年10月11日 相続により親権者として345,000株取得。 H28年11月8日 相続により親権者として取得した株式345,000株のうち、 125,000株処分し、残高は220,000株。 H29年11月21日 相続により親権者として所有していた株式222,000のうち、 93,000株処分し、残高は127,000株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山科 智
住所又は本店所在地	東京都世田谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社員
勤務先名称	有限会社バンダム牧場
勤務先住所	東京都江東区亀戸1丁目29番16号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門一丁目12番9号6階 大江・田中・大宅法律事務所 弁護士八木 啓介、同 鎌形 尚
電話番号	03-6550-9782

(2) 【保有目的】

長期安定保有を目的としております。

但し、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、本公開買付応募契約を締結し、提出者(3)が保有する発行者株式の全てを、本公開買付けに応募することについて公開買付者と合意をしております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	24,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 24,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		24,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年12月22日現在)	V	6,377,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		0.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.38

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者(3)は、本公開買付応募契約を締結し、 提出者(3)が保有する発行者株式の全てを本公開買付けに応募すること及び本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、本公開買付けの決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として本公開買付けの決済の開始日後に発行会社の株主総会が開催されるときは、当該株主総会における提出者(3)が所有する発行者株式に係る議決権その他これに関する権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、(ii)公開買付者の指示に従って議決権行使することに合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	5,580
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,580

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 山科 統
- (2) 山科 千津子
- (3) 山科 智

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,034,417		254,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,034,417	P	Q 254,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,288,417
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年12月22日現在)	V	6,377,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		20.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		20.20

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
山科 統	1,137,417	17.83
山科 千津子	127,000	1.99
山科 智	24,000	0.38
合計	1,288,417	20.20